平成２３年（フ）第８６号
大阪府東大阪市菱江３丁目３番５号
債務者　株式会社大阪マルチク
代表者代表取締役　大江　秀夫
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　拓男
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午前11時15分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２８０号
岡山市北区東古松５丁目１番２号
債務者　有限会社アヤ・コーポレーション
代表者代表取締役　佐田　健二
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　洋子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前11時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０４号
岡山県玉野市宇野４丁目11番16号
債務者　株式会社アクティブサイエンス
代表者代表取締役　大倉　　渉
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木浩史
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午後２時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９号
群馬県太田市高林南町675番地30
債務者　株式会社嶋田組
代表者仮代表取締役　和田　真作
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後４時15分
前橋地方裁判所太田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５５９号
札幌市中央区円山西町３丁目６番２号
債務者　初貝　法吉
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８９２号
札幌市西区西町北10丁目４番10―102号
債務者　佐藤　健也
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９０２号
札幌市東区北23条東13丁目１番30号　カーサイオキ202号
債務者　及川　　徹
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１４号
札幌市西区二十四軒４条７丁目３番８―310号
債務者　神野　裕三
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０６１号
札幌市白石区菊水３条２丁目１番10号　リネット丸友305号
債務者　田村有里子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０６６号
札幌市白石区平和通７丁目南３番７号　テラス共栄公園Ｃ―２号
債務者　吉本るみ子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７９号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目４番１―402号
債務者　伊藤　勝規
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８０号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目４番１―402号
債務者　伊藤　幸栄
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０７号
札幌市豊平区平岸５条７丁目７番19―203号
債務者　島　比早人
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５６号
札幌市南区澄川１条３丁目２番17号　Ａｉハウス102号
債務者　小林真由美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６８号
北海道江別市錦町16番地の16　錦コーポＡ―２
債務者　一戸　康紀
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２００号
札幌市北区新川西４条３丁目２番１号　ニューウェスト４・３―101号
債務者　佐藤　光臣
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０８号
札幌市厚別区大谷地西４丁目12番17号
債務者　横山　美樹
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部